

29年9月4日付（お知らせ）

個人住民税控除対象寄附金、法人指定寄附金の税制上の優遇措置適用を終了しました。

昨年度も熊本地震災害をはじめ、鳥取県中部地震、台風第10号災害などの災害が相次いで発生しました。また近い将来には南海トラフを震源域とする大規模災害も懸念されています。

日本赤十字社では、多様化、広域化する大規模災害に備えるため災害救護体制の強化に努めています。

兵庫県支部では皆さまからお寄せいただいた活動資金を「個人住民税控除対象寄附金」「法人指定寄附金」として国から承認のあった「災害救護設備の整備」に活用することとしています。

本年度の「個人住民税控除対象寄附金」「法人指定寄附金」につきましては、多くの方々からのご協力のお蔭をもちましてご協力額が募集上限額に達しましたので、税制上の優遇措置の適用を終了いたしました。ご協力いただきました皆さまのご支援ご協力に厚くお礼申し上げます。

引き続き日本赤十字社の活動資金にご協力いただいた個人、法人の皆さまには、「特定寄附金」または「特定公益法人に対する寄附金」として税制上の優遇措置を適用することが認められています。

これからも災害への備えの充実と強化を図り、県民の皆さまの安全安心に努めてまいります。今後とも活動資金に皆さまのご支援ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

日本赤十字社にお寄せいただきました活動資金は、その公益性から税制上の優遇措置（寄付金控除）を適用することが認められています。

「特定寄附金」（個人の場合）

日本赤十字社の活動資金としてご協力をいただいた場合、寄附金の合計額から2千円を差し引いた金額（ただしその年分の寄附者の総所得金額の40%まで）を、その年分の所得金額から差し引く所得控除を適用することができます。

「特定公益法人に対する寄附金」（法人の場合）

法人の通常有する一般寄附金の損金算入限度額とは別枠として、特定公益法人に対する寄附金の特別算入限度額の範囲内で、寄附金額を損金算入することができます。